

令和3年度

予 算 書

長 岡 市

目 次

議案第2号	令和3年度長岡市一般会計予算	1
議案第3号	令和3年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算	特1
議案第4号	令和3年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算	特4
議案第5号	令和3年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	特7
議案第6号	令和3年度長岡市介護保険事業特別会計予算	特10
議案第7号	令和3年度長岡市診療所事業特別会計予算	特13
議案第8号	令和3年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算	特16
議案第9号	令和3年度長岡市下水道事業会計予算	特20
議案第10号	令和3年度長岡市水道事業会計予算	特26
議案第11号	令和3年度長岡市簡易水道事業会計予算	特32

一 般 会 計

令和3年度長岡市一般会計予算

令和3年度長岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,188,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田達伸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		35,120,000
	1 市 民 税	14,411,000
	2 固 定 資 産 税	16,048,000
	3 軽 自 動 車 税	915,000
	4 市 た ば こ 税	1,610,001
	5 鉱 産 税	571,001
	6 入 湯 税	27,001
	7 都 市 計 画 税	1,537,997
2 地 方 譲 与 税		1,153,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	270,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	830,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
4 森 林 環 境 譲 与 税		53,000
3 利 子 割 交 付 金		20,000
	1 利 子 割 交 付 金	20,000
4 配 当 割 交 付 金		120,000
	1 配 当 割 交 付 金	120,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		150,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	150,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		320,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	320,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		5,900,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,900,000
8 ゴルフ場利用税交付金		27,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		60,000
	1 環境性能割交付金	60,000
11 地方特例交付金		730,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	300,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	430,000
12 地 方 交 付 税		25,840,000
	1 地 方 交 付 税	25,840,000

(単位 千円)

款	項	金額
13 交通安全対策特別交付金		30,000
	1 交通安全対策特別交付金	30,000
14 分担金及び負担金		423,298
	1 分 担 金	3,205
2 負 担 金		420,093
15 使用料及び手数料		1,750,667
	1 使 用 料	758,385
2 手 数 料		992,282
16 国 庫 支 出 金		18,317,037
	1 国 庫 負 担 金	11,574,122
	2 国 庫 補 助 金	6,698,559
3 委 託 金		44,356
17 県 支 出 金		8,400,314
	1 県 負 担 金	5,059,658
	2 県 補 助 金	2,624,976
3 委 託 金		715,680
18 財 産 収 入		377,391
	1 財 産 運 用 収 入	208,786
2 財 産 売 払 収 入		168,605
19 寄 附 金		2,000,003
	1 寄 附 金	2,000,003
20 繰 入 金		1,704,772
	1 基 金 繰 入 金	1,704,772
21 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
22 諸 収 入		8,762,015
	1 延滞金、加算金及び過料	49,001
	2 市 預 金 利 子	50
	3 貸付金元利収入	7,815,328
	4 受託事業収入	5,539
5 雑 入		892,097
23 市 債		18,982,500
	1 市 債	18,982,500
歳 入 合 計		130,188,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		537,701
	1 議 会 費	537,701
2 総 務 費		16,094,016
	1 総 務 管 理 費	14,089,891
	2 徴 税 費	800,286
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	880,517
	4 選 挙 費	174,789
	5 統 計 調 査 費	65,254
	6 監 査 委 員 費	83,279
3 民 生 費		40,773,702
	1 社 会 福 祉 費	18,364,972
	2 児 童 福 祉 費	20,340,658
	3 生 活 保 護 費	2,068,059
4 衛 生 費		8,620,401
	1 保 健 衛 生 費	3,514,538
	2 清 掃 費	4,744,301
	3 上 水 道 費	361,562
5 労 働 費		409,707
	1 労 働 諸 費	409,707
6 農 林 水 産 業 費		3,021,620
	1 農 業 費	2,836,252
	2 林 業 費	167,162
7 商 工 費		5,080,791
	1 商 工 費	5,080,791
	3 水 産 業 費	18,206
8 土 木 費		22,548,629
	1 土 木 管 理 費	776,823
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,490,901
	3 河 川 費	406,849
	4 港 湾 費	4,610
	5 都 市 計 画 費	10,352,876
6 住 宅 費	5,516,570	

(単位 千円)

款	項	金 額
9 消 防 費		6,119,558
	1 消 防 費	6,119,558
10 教 育 費		9,742,535
	1 教 育 総 務 費	1,956,644
	2 小 学 校 費	3,291,944
	3 中 学 校 費	1,758,339
	4 幼 稚 園 費	54,868
	5 総 合 支 援 学 校 費	152,205
	6 社 会 教 育 費	1,235,558
11 公 債 費		17,189,340
	1 公 債 費	17,189,340
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		130,188,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	旧機那サフラン酒本舗 主屋改修事業	400,000	令和3年度	32,354
				令和4年度	240,000
				令和5年度	127,646
10 教育費	6 社会教育費	旧長谷川家住宅保存 活用・技術伝承事業	170,000	令和3年度	40,500
				令和4年度	64,650
				令和5年度	64,850

第 3 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大手通坂之上町地区市街地再開発事業（人づくり・学び・交流施設等）工事監理委託料	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	5,314
長岡地域土地開発公社の事業資金（長岡市の関係事業分）借入れに対する債務保証	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	823,499
長岡地域土地開発公社の西部丘陵東地区整備事業用地造成資金借入れに対する債務保証	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	70,356
長岡地域土地開発公社の長岡北スマート流通産業団地整備事業用地造成資金借入れに対する債務保証	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	501,944
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業経営支援借換対応特別融資について行う信用保証に対する損失補償	令和 3 年度 から 令和 13 年度 まで	10,500
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金について行う信用保証に対する損失補償	令和 3 年度 から 令和 13 年度 まで	2,250
新潟県信用保証協会が長岡市中小企業災害復旧資金について行う信用保証に対する損失補償	令和 3 年度 から 令和 13 年度 まで	2,400
「長岡市道の駅ながおか花館」指定管理者委託料	令和 3 年度 から 令和 16 年度 まで	172,158

第 4 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通財産整備事業	55,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政府 資金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、その融資 条件による。銀行その他の場合 は、その債権者と協定する。た だし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮もしく は繰上償還又は借換えをすること ができる。
撰田屋分室整備事業	13,100			
支所庁舎整備事業	13,800			
長岡造形大学整備事業	103,700			
地域情報通信基盤整備事業	87,400			
トキ公開施設整備事業	15,700			
リリックホール整備事業	9,100			
文化センター整備事業	6,400			
町内公民館整備事業	8,900			
コミュニティセンター整備事業	248,400			
地域会館整備事業	60,100			
栃尾地域交流拠点施設(仮称)整備事業	1,095,000			
老人福祉施設整備事業	44,700			
デイサービスセンター整備事業	21,400			
社会福祉施設整備事業	8,800			
保育所整備事業	85,300			
児童福祉施設整備事業	240,000			
児童館・児童クラブ整備事業	188,200			
斎場整備事業	5,400			
健康センター整備事業	16,600			
廃棄物処理施設整備事業	845,100			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営土地改良事業	139,700			
団体営土地改良事業	36,200			
林業施設整備事業	19,200			
観光施設整備事業	207,400			
建設発生土処理場整備事業	34,600			
道路橋りょう整備事業	1,956,200			
河川整備事業	259,100			
急傾斜地崩壊対策事業	27,700			
街なみ環境整備事業	57,900			
交通関連施設整備事業	38,700			
市街地再開発事業	2,399,600			
公園整備事業	210,000			
公営住宅建設事業	143,500			
耐震改修促進事業	200			
消防施設整備事業	203,300			
投流雪施設整備事業	1,000			
除雪機械整備事業	38,800			
道路消雪施設整備補助事業	40,500			
教育センター整備事業	900			
小学校整備事業	588,000			
中学校整備事業	233,600			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合支援学校整備事業	3,100			
社会教育施設整備事業	118,400			
体育施設整備事業	212,500			
過疎地域自立促進特別事業	269,400			
臨時財政対策債	5,430,000			
借換債	3,140,500			
計	18,982,500			

国民健康保険事業特別会計

令和3年度長岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度長岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,678,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		4, 228, 025
	1 国民健康保険料	4, 228, 025
2 国民健康保険税		98
	1 国民健康保険税	98
3 使用料及び手数料		2, 189
	1 手 数 料	2, 189
4 国庫支出金		469
	1 国庫補助金	469
5 県支出金		17, 350, 608
	1 県補助金	17, 350, 608
6 連合会支出金		1, 000
	1 連合会補助金	1, 000
7 財産収入		346
	1 財産運用収入	346
8 繰入金		2, 051, 533
	1 一般会計繰入金	1, 951, 533
	2 基金繰入金	100, 000
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		43, 731
	1 延滞金、加算金及び過料	20, 177
	2 雑 入	23, 554
歳 入 合 計		23, 678, 000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		298, 529
	1 運 営 協 議 会 費	492
	2 総 務 管 理 費	257, 953
	3 医療費適正化特別対策事業費	21, 775
	4 保 險 料 徴 収 費	18, 309
2 保 險 給 付 費		17, 318, 828
	1 療 養 諸 費	17, 236, 952
	2 移 送 費	150
	3 出 産 育 児 一 時 金	54, 628
	4 葬 祭 費	26, 000
	5 傷 病 手 当 金	1, 098
3 国民健康保険事業費納付金		5, 790, 734
	1 医 療 給 付 費	3, 955, 219
	2 介 護 納 付 金	429, 274
	3 後 期 高 齢 者 支 援 金	1, 406, 241
4 保 健 事 業 費		189, 380
	1 保 健 事 業 費	189, 380
5 基 金 積 立 金		346
	1 基 金 積 立 金	346
6 公 債 費		5, 107
	1 公 債 費	5, 107
7 諸 支 出 金		74, 076
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	20, 502
	2 繰 出 金	53, 574
8 予 備 費		1, 000
	1 予 備 費	1, 000
歳 出 合 計		23, 678, 000

国民健康保険寺泊診療所事業特別会計

令和3年度長岡市国民健康保険寺泊診療所事業特別会計予算

令和3年度長岡市の国民健康保険寺泊診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田 達 伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		30,272
	1 外 来 収 入	28,826
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	1,446
2 使 用 料 及 び 手 数 料		49
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	45
3 繰 入 金		53,574
	1 他 会 計 繰 入 金	53,574
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		4
	1 雑 入	4
歳 入 合 計		83,900

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		58,096
	1 施 設 管 理 費	58,096
2 医 業 費		25,304
	1 医 業 費	25,304
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		83,900

後期高齢者医療事業特別会計

令和3年度長岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度長岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,071,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2, 3 9 4, 7 8 8
	1 後期高齢者医療保険料	2, 3 9 4, 7 8 8
2 使用料及び手数料		1 2 1
	1 手 数 料	1 2 1
3 繰 入 金		6 7 3, 1 6 9
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6 7 3, 1 6 9
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2, 9 2 1
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	2, 9 2 0
歳 入 合 計		3, 0 7 1, 0 0 0

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		2 5, 9 6 6
	1 総 務 管 理 費	2 3, 9 6 7
	2 保 険 料 徴 収 費	1, 9 9 9
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3, 0 4 2, 0 0 8
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 0 4 2, 0 0 8
3 諸 支 出 金		2, 9 2 6
	1 償還金及び還付加算金	2, 9 2 6
4 予 備 費		1 0 0
	1 予 備 費	1 0 0
歳 出 合 計		3, 0 7 1, 0 0 0

介護保険事業特別会計

令和3年度長岡市介護保険事業特別会計予算

令和3年度長岡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,408,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2款保険給付費の各項に計上した委託料及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		5,705,982
	1 介護保険料	5,705,982
2 分担金及び負担金		5,228
	1 負担金	5,228
3 使用料及び手数料		747
	1 手数料	747
4 国庫支出金		6,743,182
	1 国庫負担金	4,801,539
	2 国庫補助金	1,941,643
5 支払基金交付金		7,433,932
	1 支払基金交付金	7,433,932
6 県支出金		4,126,739
	1 県負担金	3,970,060
	2 県補助金	156,671
	3 委託金	8
7 財産収入		163
	1 財産運用収入	163
8 繰入金		4,391,914
	1 一般会計繰入金	4,039,383
	2 基金繰入金	352,531
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		812
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑収入	712
歳入合計		28,408,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		403,321
	1 総務管理費	227,123
	2 保険料徴収費	2,564
2 保険給付費		26,989,541
	1 介護給付費	26,975,334
	2 その他諸費	14,207
3 地域支援事業費		1,009,920
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	546,038
	2 包括的支援事業・任意事業費	462,567
4 基金積立金		164
	1 基金積立金	164
	5 諸支出金	4,754
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
	歳出合計	28,408,700

診療所事業特別会計

令和3年度長岡市診療所事業特別会計予算

令和3年度長岡市の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ308,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		149,710
	1 使用料	141,427
	2 手数料	8,283
2 県支出金		54,585
	1 県補助金	54,585
3 財産収入		252
	1 財産運用収入	252
4 繰入金		102,718
	1 一般会計繰入金	102,718
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,034
	1 受託事業収入	630
	2 雑収入	404
歳入合計		308,300

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		186,998
	1 総務管理費	157,981
	2 診療所管理運営費	28,892
	3 診療所施設整備費	125
2 医療費		116,640
	1 医療費	116,640
3 公債費		4,162
	1 公債費	4,162
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		308,300

浄化槽整備事業特別会計

令和3年度長岡市浄化槽整備事業特別会計予算

令和3年度長岡市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		491
	1 分担金	491
2 使用料及び手数料		14,290
	1 使用料	14,290
3 国庫支出金		989
	1 国庫補助金	989
4 繰入金		26,628
	1 繰入金	26,628
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
7 市債		3,100
	1 市債	3,100
歳入合計		45,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 浄化槽費		34,168
	1 浄化槽管理費	28,986
	2 浄化槽整備費	5,182
2 公債費		11,132
	1 公債費	11,132
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		45,500

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定地域生活排水 処理事業	3,100	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。

下水道事業会計

令和3年度長岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度長岡市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 世 帯 数	105,000	世帯
(2) 年 間 総 処 理 水 量	46,100,000	m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	126,301	m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ ポンプ場整備事業 ・ 処理場整備事業 ○ 特定環境保全公共下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ 処理場整備事業 ○ 農業集落排水事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ 処理場整備事業 	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		10,040,300 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,145,847 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		4,824,241 千円
第 3 項 特 別 利 益		70,212 千円

	支	出
第 1 款 事 業 費 用		10,040,300 千円
第 1 項 営 業 費 用		9,183,292 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		852,974 千円
第 3 項 特 別 損 失		3,034 千円
第 4 項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,306,500千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額213,147千円、過年度分損益勘定留保資金391,670千円、当年度分損益勘定留保資金2,501,683千円及び減債積立金200,000千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	5,340,800 千円
第1項 企業債	2,399,500 千円
第2項 国庫補助金	1,605,900 千円
第3項 県補助金	400 千円
第4項 他会計出資金	1,272,420 千円
第5項 負担金	60,199 千円
第6項 貸付金回収金	2,380 千円
第7項 固定資産売却代金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	8,647,300 千円
第1項 建設改良費	4,150,847 千円
第2項 企業債償還金	4,493,073 千円
第3項 投資	2,380 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	寿町排水ポンプ場(建築)整備事業	521,100	令和3年度	29,600
				令和4年度	491,500
資本的支出	建設改良費	寿町排水ポンプ場(設備)整備事業	2,068,000	令和3年度	271,700
				令和4年度	705,600
				令和5年度	1,090,700
資本的支出	建設改良費	小国浄化センター反応タンク設備更新事業	467,000	令和3年度	133,000
				令和4年度	334,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道施設整備事業	2,399,500	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	2,399,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 282,817 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 雨水処理に要する経費に対する負担金	1,333,875 千円
(2) 分流式下水道等に要する経費に対する補助金	581,175 千円
(3) 流域下水道の建設に要する経費に対する補助金	9,823 千円
(4) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する補助金	87,609 千円
(5) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する補助金	8,529 千円
(6) 不明水の処理に要する経費に対する補助金	37,547 千円
(7) 普及特別対策に要する経費に対する補助金	38,291 千円
(8) 緊急下水道整備特定事業に要する経費に対する補助金	3,441 千円
(9) 農業集落排水緊急整備事業に要する経費に対する補助金	5,089 千円
(10) 下水道事業債(特例措置分)の企業債利子に対する補助金	3,034 千円
(11) 臨時財政特例債の企業債利子に対する補助金	5,845 千円
(12) 災害復旧債の企業債利子に対する補助金	4 千円
(13) 補正予算債の企業債利子に対する補助金	518 千円
(14) 下水道事業債(広域化・共同化分)の企業債利子に対する補助金	18 千円
(15) その他下水道事業の支出に対する補助金	926,603 千円
合計	3,041,401 千円

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市下水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		10,040,300	
	1	営業収益	5,145,847	
		1 下水道使用料	3,797,757	
		2 他会計負担金	1,333,875	
		3 受託工事収益	14,000	
		4 その他営業収益	215	
	2	営業外収益	4,824,241	
		1 他会計補助金	1,707,526	
		2 国庫補助金	63,000	
		3 長期前受金戻入収益	2,973,660	
		4 雑収益	80,055	
	3	特別利益	70,212	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	70,199	
		3 その他特別利益	3	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		10,040,300	
	1	営業費用	9,183,292	
		1 管渠費	533,402	
		2 ポンプ場費	85,590	
		3 処理場費	1,476,079	
		4 流域下水道維持管理負担金	543,733	
		5 受託工事費	14,000	
		6 業務費	281,472	
		7 総係費	168,856	
		8 減価償却費	6,040,660	
		9 資産減耗費	39,500	
	2	営業外費用	852,974	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	772,974	
		2 消費税及び地方消費税	80,000	
	3	特別損失	3,034	
		1 固定資産売却損	10	
		2 過年度損益修正損	2,240	
		3 その他特別損失	784	
	4	予備費	1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			5,340,800	
	1 企業債		2,399,500	
		1 企業債	2,399,500	
	2 国庫補助金		1,605,900	
		1 国庫補助金	1,605,900	
	3 県補助金		400	
		1 県補助金	400	
	4 他会計出資金		1,272,420	
		1 他会計出資金	1,272,420	
	5 負担金		60,199	
		1 工事負担金	24,000	
		2 受益者負担金	31,199	
		3 受益者分担金	5,000	
	6 貸付金回収金		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金回収金	2,380	
7 固定資産売却代金		1		
	1 固定資産売却代金	1		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			8,647,300	
	1 建設改良費		4,150,847	
		1 事務費	131,238	
		2 資産購入費	12,121	
		3 管路整備費	1,292,100	
		4 ポンプ場整備費	1,591,150	
		5 処理場整備費	1,013,100	
		6 流域下水道建設負担金	111,138	
	2 企業債償還金		4,493,073	
		1 企業債償還金	4,493,073	
	3 投資		2,380	
		1 水洗便所改造資金貸付金	2,380	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

水道事業会計

令和3年度長岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度長岡市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	108,500 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	32,869,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	90,052 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 導水管整備事業 ◦ 送配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		5,988,500 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,445,653 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		542,826 千円
第 3 項 特 別 利 益		21 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		5,682,700 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,329,321 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		342,220 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,159 千円
第 4 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,838,300千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額280,984千円、当年度分損益勘定留保資金1,952,769千円及び減債積立金604,547千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,846,300 千円
第1項 企 業 債	1,600,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金	29,000 千円
第3項 出 資 金	68,077 千円
第4項 工 事 負 担 金	149,201 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	22 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,684,600 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,228,401 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,443,835 千円
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	2,364 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場 P A C 注入設備更新事業	320,000	令和3年度	149,000
				令和4年度	171,000
資本的支出	建設改良費	妙見浄水場 監視設備更新事業	1,409,000	令和3年度	435,000
				令和4年度	492,000
				令和5年度	252,000
				令和6年度	43,000
				令和7年度	187,000
資本的支出	建設改良費	上塩ポンプ場 設備更新事業	146,000	令和3年度	70,000
				令和4年度	76,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道施設 整備事業	1,600,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	1,600,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,060,501 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 西部丘陵水道建設事業に伴う企業債利子補助	2,924 千円
(2) 大積地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	1,341 千円
(3) 太田地区水道建設事業に伴う企業債利子補助	4,397 千円
(4) 西部丘陵東地区配水管整備事業に伴う企業債利子補助	200 千円
(5) 西部丘陵東地区産業ゾーン(第2期)配水管布設事業に伴う企業債利子補助	127 千円
(6) 児童手当に対する負担金	5,496 千円
合 計	14,485 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、67,100千円と定める。

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業収益		5,988,500	
	1	営業収益	5,445,653	
		1 給水収益	5,083,022	
		2 加入金	103,213	
		3 下水道受託収益	224,047	
		4 その他営業収益	35,371	
	2	営業外収益	542,826	
		1 受取利息及び配当金	298	
		2 他会計補助金	14,485	
		3 長期前受金戻入収益	498,019	
		4 雑収益	30,024	
	3	特別利益	21	
		1 固定資産売却益	10	
		2 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1	事業費用		5,682,700	
	1	営業費用	5,329,321	
		1 原水及び浄水費	1,122,931	
		2 配水費	676,668	
		3 給水費	315,515	
		4 業務費	337,985	
		5 総係費	360,714	
		6 減価償却費	2,342,751	
		7 資産減耗費	172,757	
	2	営業外費用	342,220	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	226,844	
		2 雑支出	4,576	
		3 消費税及び地方消費税	110,800	
	3	特別損失	1,159	
		1 固定資産売却損	59	
		2 過年度損益修正損	1,100	
	4	予備費	10,000	
		1 予備費	10,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			1,846,300	
	1 企業債		1,600,000	
		1 企業債	1,600,000	
	2 国庫補助金		29,000	
		1 国庫補助金	29,000	
	3 出資金		68,077	
		1 出資金	68,077	
	4 工事負担金		149,201	
		1 工事負担金	149,201	
	5 固定資産売却代金		22	
1 固定資産売却代金		22		

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			4,684,600	
	1 建設改良費		3,228,401	
		1 事務費	116,635	
		2 資産購入費	24,997	
		3 原浄水施設費	758,468	
		4 給配水施設費	2,328,149	
		5 業務施設費	152	
	2 企業債償還金		1,443,835	
		1 企業債償還金	1,443,835	
	3 国庫補助金返還金		2,364	
		1 国庫補助金返還金	2,364	
	4 予備費		10,000	
		1 予備費	10,000	

簡易水道事業会計

令和3年度長岡市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度長岡市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2,600 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	904,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	2,477 m ³
(4) 主要な建設改良事業	◦ 浄水施設整備事業 ◦ 配水管整備事業 ◦ 送配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		526,900 千円
第 1 項 営 業 収 益		145,036 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		381,853 千円
第 3 項 特 別 利 益		11 千円

	支	出
第 1 款 事 業 費 用		526,900 千円
第 1 項 営 業 費 用		479,037 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		41,985 千円
第 3 項 特 別 損 失		5,378 千円
第 4 項 予 備 費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額178,700千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,580千円、過年度分損益勘定留保資金26,367千円及び当年度分損益勘定留保資金140,753千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		211,800 千円
第1項 企業債		202,200 千円
第2項 工事負担金		9,600 千円
支 出		
第1款 資本的支出		390,500 千円
第1項 建設改良費		223,439 千円
第2項 企業債償還金		166,561 千円
第3項 予備費		500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	山古志地域簡易水道 遠方監視設備更新事業	169,000	令和3年度	106,000
				令和4年度	63,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設 整備事業	202,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は借換えをすることができる。
計	202,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 64,202 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 建設事業に伴う企業債利子補助	21,882 千円
(2) その他簡易水道事業の支出に対する補助	256,446 千円
(3) 児童手当に対する負担金	672 千円
合 計	279,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、840千円と定める。

令和3年3月1日提出

長岡市長 磯田達伸

令和3年度長岡市簡易水道
収益的収入

(単位 千円)

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業収益			526,900	
	1 営業収益		145,036	
		1 給水収益	137,350	
		2 加 入 金	198	
		3 下水道受託収益	5,324	
		4 その他営業収益	2,164	
	2 営業外収益		381,853	
		1 他会計補助金	279,000	
		2 長期前受金戻入収益	82,221	
		3 雑 収 益	632	
		4 消費税及び 地方消費税還付金	20,000	
	3 特別利益		11	
		1 過年度損益修正益	11	

事業会計予算実施計画
及び支出

(単位 千円)

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 事業費用			526,900	
	1 営業費用		479,037	
		1 原水及び浄水費	115,727	
		2 配 水 費	86,301	
		3 給 水 費	15,748	
		4 業 務 費	3,724	
		5 総 係 費	17,481	
		6 減 価 償 却 費	237,002	
		7 資 産 減 耗 費	3,054	
	2 営業外費用		41,985	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	21,935	
		2 雑 支 出	20,050	
	3 特別損失		5,378	
		1 過年度損益修正損	330	
		2 その他特別損失	5,048	
	4 予 備 費		500	
		1 予 備 費	500	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的収入			211,800	
	1 企業債		202,200	
		1 企業債	202,200	
	2 工事負担金		9,600	
		1 工事負担金	9,600	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的支出			390,500	
	1 建設改良費		223,439	
		1 事務費	166	
		2 原浄水施設費	20,000	
		3 給配水施設費	203,273	
	2 企業債償還金		166,561	
		1 企業債償還金	166,561	
	3 予備費		500	
1 予備費		500		